

令和 7 年度

入 園 の し お り

(重要事項説明書)



勝 央 町 立 保 育 園

令和7年度 入園の心得

皆様の可愛いお子様をお預かりする保育園には、大きな責任があります。つきましては、保育園の保育士と保護者の方々と一心同体となって保育にあたりたいと存じますので、なにとぞご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(1) 保育園とは

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設です。(児童福祉法第39条)

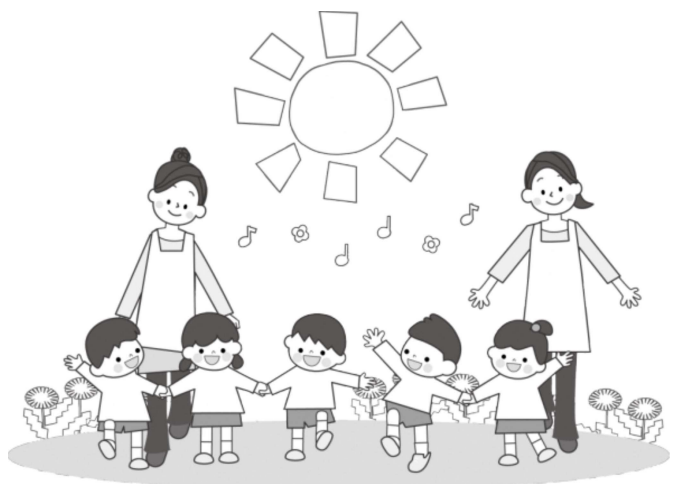
保育とは児童の養護と教育が一体となった営みであり、入園する児童の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしいものでなくてはなりません。

子どもたちは、友達と一緒に生活や遊びを多く体験する中でたくましく成長し、豊かに伸びていく可能性を秘めています。

そのために保育園では、幼児教育の大きな目標として、「豊かな人間性の育成」を目指し、子どもが現在をよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を養うことを大切にしています。

望ましい子ども像「たくましい子ども」

- 具体的には
- 健康で明るい子ども
 - こころのやさしい子ども
 - 友だちとなかよくできる子ども
 - がまんづよい子ども
 - よく考えて行動する子ども
 - 豊かな表現のできる子ども
 - 何ごとも自分でやろうとする意欲的な子ども



(2) 保育園のきまり

1. 入園対象児

満1歳以上で普通食となっている幼児。ただし、勝間田保育園・古吉野保育園・高取保育園では生後7ヶ月以上の乳児も対象とします。

2. 保育時間

○保育時間は保育の必要量の認定により以下の保育時間となります。

- ・「保育標準時間」…7:00～18:00(11時間) ・「保育短時間」…8:30～16:30(8.0時間)
- ・「教育標準時間」…8:30～13:00(4.5時間)

※「保育短時間」及び「教育標準時間」の登園は午前8時30分以降の登園となります。

○保育の利用を必要とする要件ごとの保育必要量（利用区分）

保育の利用を必要とする要件		保育の必要量（利用区分）
①	1ヵ月に120時間以上労働することを常態としていること。	「保育標準時間」 (7:00～18:00) +必要に応じた延長保育
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	
⑥	就学していること。	
②	妊娠中、または出産後間がないこと。	
③	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること。	
⑤	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあっていること。	
⑧	虐待やDVのおそれがあると認められること。	「保育短時間」 (8:30～16:30) +必要に応じた延長保育
①	1ヵ月に48時間～120時間未満の労働することを常態としていること。	
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	
⑥	就学していること。	
⑦	求職活動中（起業準備を含む）であること。	
⑨	育児休業中であること。	「教育標準時間」 (8:30～13:00) +必要に応じた延長保育
	なし 保育の必要性がなくても利用可能。	

※仕事を退職した等の状況の変化があった時は、保育要件が変わる場合がありますので、園にご連絡ください。

○延長保育…上記の保育時間以外で延長保育(有料)を行っています。延長保育の利用には申請書と口座振替の手続きが必要です。

①13:00～16:30(3.5時間)…1回700円 ②16:30～18:00(1.5時間)…1回300円

③18:00～19:00(1時間) …1回200円(児童1人あたり月3,000円を上限)

・7:00～8:30は延長保育料の対象外とします。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
保育標準時間(11時間)											延長	
保育短時間(8時間)											延長保育	保育
教育標準時間(4.5時間)						延長保育①		②	③			

朝は午前9時までには登園しましょう。また、お迎えは子どもが不安がらないためにも決められた時刻に迎えに来てあげてください。

○休所日[日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～翌年1/3)、年度切替作業日(年度当初1日)

その他町長が必要と認めた休日]

土曜日の保育は、保護者の仕事等がなく保育に欠けない方につきましては、親子のふれあいを深めるため、ご家庭で保育していただくようお願いします。

3. 登園、降園

登園、降園の送り迎えは保護者で責任を持っていただきます。(誓約書を提出していただきます。)代理人が迎えの場合は必ず前もってご連絡ください。

(3)入園にあたって

保育園に入園するにあたり、親子とも期待と不安でいっぱいのことと思いますが、集団の中で子どもを育てることは、子どもの成長発達を助ける意味においても非常に大切なことです。しかし、子どもにとって家庭を離れて集団生活に入るということは大変なことであり、いろいろな問題が起こってきます。そこで、少しでも早く保育園の生活になじめるように、次のような事項にご留意くださいますようお願いします。

1. できるだけ多くの人と接する機会を持つようにしましょう。
2. 食事、睡眠時間を決め、なるべくひとりで出来るようにしておきましょう。

早寝、早起、朝ごはん

3. 排泄便の習慣づけをしておきましょう。

特に大便是、朝、家でする習慣をつけておきましょう

4. いろいろな食品に慣れさせ、自分で食べられるようにしておきましょう。
5. 自分の名前が言えたり、また名前を呼ばれたら「はい」と返事ができるようにしておきましょう。
6. 運動ぐつや衣服などは、ひとりで脱いだり、着たりできるようにしておきましょう。

※以上のような事項について、日常生活の中で心がけていただきたいと思います。

(4) 保育料・給食等

◎0歳児から2歳児の保育料は、父母の所得・4月1日現在の児童の年齢・各認定区分(「保育標準時間」「保育短時間」)により決定します。

- ・4～8月分の保育料は入園児の保護者(原則父母)の「前年度市町村民税」(前々年の所得)、9～3月分の保育料は入園児の保護者の「当年度市町村民税(前年の所得)」の額により階層を区分します。これにより9月に保育料額が変更となる場合があります。
- ・保育料月額は、「保育標準時間」を基準とし、「保育短時間」は約80%となっています。

◎3歳児から5歳児の保育料(施設利用費)は令和元年10月から無償となりましたが、副食費を徴収させていただきます。

◎保育料または副食費は、口座振替で該当月の月末が振替日となります。ただし12月につきましては25日が振替日となります。なお、振替日が銀行等休業日の場合は翌営業日が振替日となります。

※残高不足等で振り替えできなかった方は、次月初旬に納付通知書のハガキを送付いたしますので指定金融機関(JA晴れの国岡山、中国銀行、ゆうちょ銀行、津山信用金庫)または役場出納室で納めてください。

※保育料の滞納がたび重なると、通園停止していただく場合があります。

◎給食関係(直営・自園調理)

主食(ご飯・パン・めん)

*3歳未満児……………午前9時30分・午後3時におやつ

*3歳以上児……………午後3時におやつ

毎月、主食代として下記の金額を集めさせていただきます。

*3歳児……………60円/日×給食を食べた日数 4・5歳児……………80円/日×給食を食べた日数

※アレルギーの除去食については、医師の診断書を添えてお申し出ください。

◎3・4・5歳児は毎月絵本を購入します。

◎日本スポーツ振興センター共済加入について

園児全員は日本スポーツ振興センター共済に加入しています。園内での事故等で負傷した場合、治療費及び傷害の程度により給付金が支払われます。勝央町では「乳幼児及び児童生徒医療費給付」制度がありますが、この制度は利用せずに健康保険に係る自己負担額を医療機関に支払ってください。後で自己負担額と見舞金を保護者へ支払いします。

なお、掛け金については、全額町が負担いたします。

(5)通園に際し注意していただくこと

◎初めての集団生活で、子どもは非常に神経を使い、発熱したり、排便が多くなったりします。登園前と帰宅後の健康には特にご注意ください。決して無理をさせないようにしましょう。

◎登園したら必ず朝の検診を受けてください。

※朝の検診について……朝のあいさつをする。

(健康状態、情緒の安定、顔、手、衣服の清潔状態の点検)

◎登降園のとき、担任との連絡は手短に要点を伝え、不必要な長話はご遠慮ください。

◎登園の際、子どもと保護者の別れぎわをすっきりするようにできるだけ努力しましょう。

◎降園の際、安全のため園内及び駐車場で遊ぶことはご遠慮ください。

◎危険なもの、がん具、菓子、本、キーホルダーなど一切園には持ってこないでください。

◎ヘアピンは安全衛生上、また活動上好ましくありません。長髪の場合は、黒・茶・紺色のヘアゴムで結んでください。帽子・スモック・ユニフォームは制服ですので、アップリケ等を付けないようにしてください。

◎欠席する場合は、その理由を午前9時頃までに連絡してください。(電話口に出た者が用件を伺います。)

◎持病のあるお子さんは前もってお知らせください。(ひきつけ、ヘルニア、小児ぜんそく、アレルギー、脱きゅう、その他)

◎病院で処方された薬のみお預かりします。保育時間内に飲まなければならないお子さんは、園長が担任にご相談のうえ、「与薬依頼書」とともに1回分だけお渡しください。

◎登園してはいけない病気(学校保健安全法施行規則第18条)にかかったときは、医師の治癒証明書が必要となります。(9ページをご覧ください。)

◎その他の感染症についても、医師の診断に従い、集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようにしてください。(10ページをご覧ください。)

◎家庭や近隣で伝染病が発生した時や、家庭で変わったことのある場合はただちに連絡してください。

◎住所、家族構成、勤務先、職業、電話番号などの変更は、ただちに連絡してください。

緊急連絡先は、日中(勤務中)に連絡が取りやすい番号をお知らせください。緊急の場合に連絡がとれるよう、常に心がけておいてください。

◎参観日等の行事については、お子さんの成長をしっかりと見ていただいたり、親子でのふれあいを十分に楽しんでいただくことを大切にしていきたいという『ねらい』から、写真撮影はご遠慮ください。(なお、運動会や参観日については、その都度お知らせしますので、おたよりをよくお読みください。)

また、保護者の皆さんが携帯電話や家庭用カメラ等で撮影したお子さん以外の園児が特定される写真や動画は、不特定多数の人に視聴される可能性のあるSNS(Instagram、フェイスブック、X(旧ツイッター)等)等への掲載をしないでください。

個人情報の取り扱い上、園から保護者への行事についての連絡は、『しょうおうナビ』で連絡させていただきます。パスワードが毎年変わりますので、毎年更新してください。

◎新入園児は園生活に慣れるまで、午前中のみ保育とし、次第に慣れさせるようにします。個人差がありますので、担任とよくご相談ください。

◎お子さんについてのご相談、保育に関する疑問、園に対するご意見がある方は保育士、園長に直接お話しください。

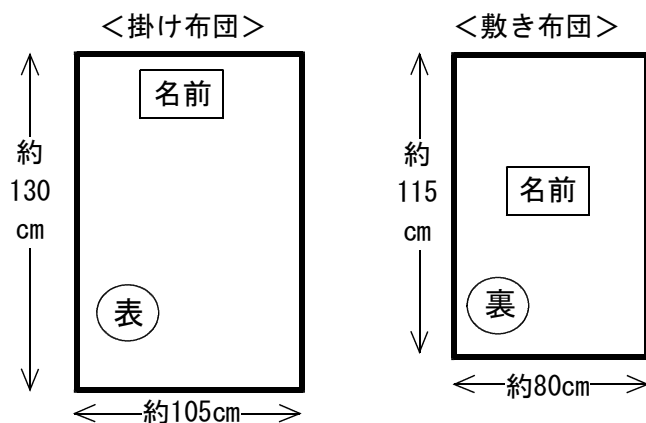
(6)退園する場合は、前月末日までに園に届け出をしてください。

◎児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

◎町外へ転出するとき。

◆準備していただくもの

服 装	……	規定のスモックとユニフォーム上下(全町統一・保育園で販売します。)
帽 子	……	カラー帽子(保育園で販売します。)
ハンカチ	……	ハンカチはポケットに入れる。(3～5歳児。)
履 き 物	……	運動ぐつ(足に合った活動しやすくシンプルなもの。) シューズ(2歳児は11月頃より使用。)
か ば ん	……	通園かばん(ななめかけかばん)(3～5歳児)・・・出席ブック、連絡帳等をいれてくる。 トートバッグ(0～2歳児)・・・着替え、紙おしめ等を入れてくる。
コップ・歯ブラシ	……	歳児によって使用期間は異なります。
敷 き 布 団	……	下記のとおり。
パ ジャ マ	……	シンプルなもの。(0～1歳児は着用しません。2歳児は生活に慣れ始めた頃より着用します。担任より後日お知らせします。)
着替え用衣服及び下着	……	適宜ご用意ください。 ※着替え時に、紙パンツ(おしめ)・布パンツの予備がない場合は、園で準備している新品のパンツの買い取りをしていただきます。 買い取り金額：紙パンツ(おしめ) 50円 布パンツ 380円
ふ と ん	……	年齢や身長に合わせてすこし大きめでもかまいませんが、自分で片付けをしますので、あまり大きすぎると困ります。その点適宜にお願いします。名前を、掛け布団は表面の上部の真ん中、敷き布団は裏面の中心に貼り付けてください。



◎汚れた衣類等は、迎えの時に持ち帰り、翌朝着替えを持参してください。(使用済みの紙パンツ(おしめ)は、園で処分させていただきます。)

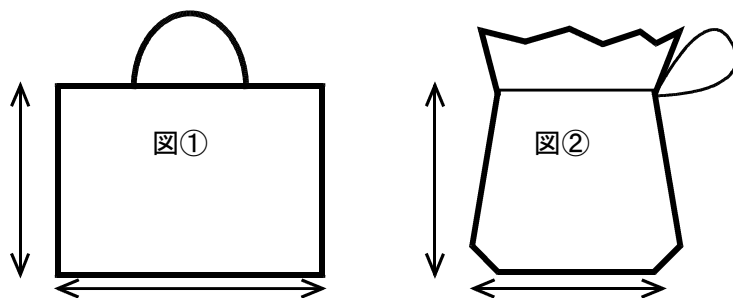
◎持ち物には小さいものまで必ず名前を書いてください。

※園によって異なる場合があります。

あまり布等で図のような袋を縫ってください。

※下記の寸法は、できあがり寸法です。見えるところに名前を書いてください。

(1) 絵本の持ち通し専用ふくろ（3歳児以上）	図①	縦26cm×横35cm
(2) コップをいれるふくろ	図②	縦20cm×横20cm
(3) 着替え用衣類を入れるふくろ（園に常置）	〃	縦35cm×横30cm
(4) 濡れたり汚れたりしたものを持ち帰るふくろ	〃	〃
(5) パジャマを入れるふくろ（3歳児以上）	〃	〃
(6) シューズを入れるふくろ（3歳児以上）	〃	縦30cm×横20cm



◎ふとん干し、カバーの洗濯について

- ・毎月、最終の金曜日、または土曜日に持ち帰っていただきます。ただし夏季は隔週で持ち帰っていただきます。
- ・カバーは糸でしっかりと、とじつけてください。

◎シューズは隔週で持ち帰っていただきます。

※園によって異なる場合があります。



(様式) 医師の意見書

治 療 証 明 書	
_____ 保育園長 殿	_____ 入所児童氏名
病名 「 _____ 」	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。	
_____ 年 月 日	
_____ 医療機関	
_____ 医 師 名	_____ 印又はサイン

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

その他の主な感染症

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

なお、登園の際には「登園届」の提出をお願いします。

※『治癒証明書』及び『登園届』は、町のホームページよりダウンロードできます。

○ 医師の診断を受けることが望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあっては、3日を経過するまで）
新型コロナウイルス感染症	症状が有る期間（発症前48時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで（症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあること） 無症状の場合は、検体採取後5日を経過していること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍かいようが発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）		病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出さないようにガーゼ等で覆う

※下熱後、24時間はお子さまの体調の変化に留意していただき、その後、登園してください。

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用】

登園届

★インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、この「登園届」に保護者の方が必要事項を記入し、登園する日に提出してください。（医療機関で書いていただく必要はありません。）

※発熱など気になる症状がある場合は、登園を控えてください。

保育園名： _____ 保育園 クラス： _____ 組 園児名： _____

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	インフルエンザ (A・B・不明)	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで (※)
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで (※) (症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあること) 無症状の場合は、検体採取後5日を経過していること

(※) 日数の数え方：発症、解熱、症状軽快した当日を0日とし、翌日から1日、2日・・・と数える

医療機関を受診した場合	_____
【受診医療機関名】	【受診日】 年 月 日

医療機関未受診の場合（新型コロナウイルス感染症の場合のみ記入）	_____
【検査キットでの感染確認日】	年 月 日

発 症	朝の体温	夜の体温	熱が下がった日に○
発症日 (0日目)	月 日 °C	°C	
1日目	月 日 °C	°C	
2日目	月 日 °C	°C	
3日目	月 日 °C	°C	
4日目	月 日 °C	°C	
5日目	月 日 °C	°C	
6日目	月 日 °C	°C	
7日目	月 日 °C	°C	
8日目	月 日 °C	°C	

上記の園児は、上記のめやすの条件を満たしているので、 _____ 年 月 日
より登園させます。

_____ 年 月 日 保護者氏名（自署）

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の該当感染症用】

登園届

★下記の感染症に感染した場合は、この「登園届」に保護者の方が必要事項を記入し、登園する日に提出してください。（医療機関で書いていただく必要はありません。）

※発熱など気になる症状がある場合は、登園を控えてください。

保育園名： _____ 保育園 クラス： _____ 組 園児名： _____

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・腫瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
その他、適切な対応が必要な感染症疾患 ※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると判断した感染症		
	伝染性膿痂疹（とびひ）	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出さないようにガーゼ等で覆う

医療機関名 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において上記の診断を受けましたが、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園させます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名（自署） _____

勝央町立保育園の概況

1 施設運営主体

名 称	勝央町
所 在 地	勝央町勝間田201
電 話 番 号	(0868) 38-3111
代 表 者 氏 名	勝央町長 水嶋 淳治

2 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所				
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童				
施 設 の 名 称	勝間田保育園	植月保育園	吉野保育園	古吉野保育園	高取保育園
施設の所在地	勝央町岡108	勝央町植月中2-1	勝央町美野1097	勝央町石生721-1	勝央町黒坂292-1
連 絡 先	(0868) 38-2179	(0868) 38-2366	(0868) 38-5025	(0868) 38-2838	(0868) 38-2655
管理者(園長)	前原 教恵	小松 律子	寺本 真紀	植月 良子	光井 一恵
定 員	200	70	45	45	120
開 設 年 月 日	S44. 9. 1	S42. 5. 1	S44. 4. 1	S45. 4. 1	S45. 4. 1
事 業 所 番 号	3362251000031	3362251000056	3362251000015	3362251000023	3362251000049

※定員を超えて受け入れる場合もあります(保育士数・施設規模等により園毎に調整)。

3 施設・設備等の概要

施設の名称		勝間田保育園	植月保育園	吉野保育園	古吉野保育園	高取保育園	
園舎	園舎構造	鉄筋RC 2F	鉄筋RC 1F	鉄筋RC 1F	鉄筋RC 1F	鉄骨S 1F	
	施設設備 の面積 (㎡)	乳児室	128	18	20		46
		ほふく室	64	14	11	46	67
		保育室	540 (10室)	171 (4室)	124 (4室)	154	311
		遊戯室	187	96	89	60	211
		医務室	14	7	6	5	6
		調理室	61	33	33	36	56
		事務室	74	36	32	44	72
		保育士休憩室	28		8		
		会議室	68				25
		便所	113	32			103
		その他	645	201	127	155	821
		計	1,917	606	450		1,718
		屋外遊技場(㎡)		1,200	2,058	1,250	552
敷地面積(㎡)		3,524	3,411	3,456	2,416	5,826	

4 職員の配置

施設の名称 職種	勝間田 保育園	植 月 保育園	吉 野 保育園	古吉野 保育園	高 取 保育園	(単位:人)
園長	1	1	1	1	1	※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に基づき、左記に記載する員数を上回る職員を配置しています。
主任保育士	1	1	1	1	1	
保育士	15	7	6	6	12	
栄養士					1	
調理員	3	2	2	2	3	

5 嘱託医・嘱託歯科医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

区分	園	医師名	医療機関名	所在地	電話番号
内科	勝間田・高取	小野 将太	津山中央病院	津山市川崎1756	21-8111
〃	勝間田・植月・ 吉野・古吉野	平井 龍三 平井 伸典	勝北診療所	津山市杉宮14-2	29-2324
歯科	全園	小坂田 静二	小坂田歯科医院	勝央町勝間田178	38-7200

6 要望・苦情等に関する相談窓口

保 育 園	面接、電話、文書などの方法により相談等を受け付けています。
相 談 員	主任児童委員
役場担当部署	勝央町役場健康福祉部こども未来室 (勝央町平242-1 総合保健福祉センター内) TEL:0868-38-1192 FAX:0868-38-7103

7 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

8 非常災害時の対策

消防管理者を定め、非常時災害に関する具体的な計画をにより、避難及び消火・救出等の必要な訓練を毎月1回以上実施します。



9 賠償責任保険の加入状況

○独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

センターの災害共済給付は、保育園の管理下に置いて園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行うものです。

保育園管理下で生じた負傷・疾病等については、勝央町乳幼児医療制度は利用せず、医療費の自己負担分(通常は療養に要する費用の3/10)をいったんお支払いいただき、後日保育園を通じて手続きを行うことで、災害給付金(療養に要する費用の4/10)が支給されます。

ただし、療養に要する費用額が5,000円未満(通常自己負担額1,500円未満)のものについては本制度の対象となりませんので勝央町乳幼児医療制度を利用してください。

・給付の種類と内容

災害種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用としての加算分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるものの	
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3,770万円～82万円(通園中の災害は半額)
死亡	保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円(通園中の災害は半額)
	突 然 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800万円(通園中の災害は半額)
	死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400万円(通園中の災害も同額)

※上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分(1,500円)となります。)

※健康保険が適用される受診が対象です。初診時、再診時選定療養費(高度・専門病院に紹介状を持たずに受診される場合に健康保険の自己負担分とは別に自己負担をいただくもの)や時間外選定療養費は対象外です。

※同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

※災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。

※災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

※他の法令の規定による給付等(例:乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。

※生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童に係る災害については、医療費の給付は行いません。

勝央町立保育園 気象警報発令等における対応について

1. 警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）に対する対応（警戒レベル3）

【いずれかの警報が発令された・発令されている場合】

○原則、通常通り保育を実施します。

○登園が危険と保護者で判断された場合は、登園を見合わせてください。

○やむをえず登園する場合は、安全を確認し、十分気をつけて登園してください。

※保育園で保育する事が危険であると予測される場合は、町と協議のうえ、休園としますので、速やかにお迎えをお願いします。なお、気象状況等により保護者の迎えが困難な場合は、園内等の安全な場所で園児の安全を確保します。

2. 避難指示に対する対応（警戒レベル4）

【午前6時の時点で避難指示が発令されている場合】

○臨時休園とします。

【午前6時から開園までの間で避難指示が発令された場合】

○臨時休園とします。

○登園中の場合は、登園を見合わせてください。

【開園後に避難指示が発令された場合】

○直ちに保育を中止しますので、速やかにお迎えをお願いします。なお、気象状況等により保護者の迎えが困難な場合は、園内等の安全な場所で園児の安全を確保します。

3. 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）に対する対応（警戒レベル5）

【午前6時の時点でいずれかの特別警報が発令されている場合】

○臨時休園とします。特別警報が解除された場合であっても、被害状況の確認や施設の点検・安全確認のため終日休園とします。

【午前6時から開園までの間でいずれかの特別警報が発令された場合】

○臨時休園とします。

○登園中の場合は、登園を見合わせてください。

【開園後にいずれかの特別警報が発令された場合】

○直ちに保育を中止しますので、速やかにお迎えをお願いします。なお、気象状況等により保護者の迎えが困難な場合は、園内等の安全な場所で園児の安全を確保します。

4. 大雨・洪水注意報または早期注意情報に対する対応（警戒レベル1または2）

○通常通り保育を実施します。

※気象情報等に留意し、状況が悪化する前に対応をお願いします。

5. 地震発生に対する対応(震度5弱以上の地震が発生した場合)

【開園前に震度5弱以上の地震が発生した場合】

○臨時休園とします。

【開園後に震度5弱以上の地震が発生した場合】

○直ちに保育を中止しますので、速やかにお迎えをお願いします。なお、余震の恐れや交通事情等により保護者の迎えが困難な場合は、園内等の安全な場所で園児の安全を確保します。

※施設の安全確認を実施しますが、対応に時間を要する場合は想定されますので、翌日以降についても休園となる場合があります。

6. Jアラート(全国瞬時警報システム)に対する対応

《Jアラートが勝央町を含む地域に発令された場合》

【登園前にJアラートが発令された場合】

○自宅待機とします。登園途中であっても、登園を控えていただき、安全の確保に努めてください。被害の状況によっては、臨時休園とします。なお、続報によって安全が確認できたら保育を行いますので、登園してください。

【登園後にJアラートが発令された場合】

○園で安全を確保し待機します。被害の状況によっては、臨時休園としますので、速やかにお迎えをお願いします。ただし、交通事情等により保護者の迎えが困難な場合は、園内等の安全な場所で園児の安全を確保します。なお、続報によって安全が確認できたら保育を再開します。

※施設に被害等があった場合、対応に時間を要する場合は想定されますので、翌日以降についても休園となる場合があります。

《Jアラートが勝央町を含まない地域に発令された場合》

○原則、通常通り保育を実施します。

勝央町立保育園運営規程

(名称及び所在地)

第1条 勝央町が設置する保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	所在地
勝間田保育園	勝央町岡108番地
植月保育園	勝央町植月中2番地1
吉野保育園	勝央町美野1097番地
古吉野保育園	勝央町石生721番地1
高取保育園	勝央町黒坂292番地1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 勝央町が設置する保育園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供することに努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年10月5日岡山県条例第47号)」において定める基準及びその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下、「法」という。)第19条各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとに次のとおり定める。

名称	満3歳以上	満1歳以上満3歳未満	満1歳未満
勝間田保育園	149	42	9
植月保育園	52	18	0
吉野保育園	33	12	0
古吉野保育園	30	12	3
高取保育園	74	37	9

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 高取保育園における一時預かり保育事業
- (5) 子育て支援を目的に「子育て支援センター」を開設し、子育て親子の交流と支援の場を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については最低基準以上の配置とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 施設長(園長)

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 栄養士

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(6) 嘱託医

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

保育園	園長	主任保育士	保育士	調理員	栄養士	嘱託医	嘱託歯科医
勝間田保育園	1	1	15	3		2	1
植月保育園	1	1	7	2		1	1
吉野保育園	1	1	6	2		1	1
古吉野保育園	1	1	6	2		1	1
高取保育園	1	1	12	3	1	1	1

(保育・教育を提供する日)

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日、町長が特に必要と認めた日を除く。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時から午後6時までとする。

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間(8時間)の間に延長保育を提供する。

(3) 教育標準時間認定に関する保育時間(4.5時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、教育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後1時までとする。

ただし、当園が定める保育時間(4.5時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間(4.5時間)の間に延長保育を提供する。

(4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 午前7時から午後7時までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第9条 当園は、町が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用乳幼児の支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 法第19条各号の規定に該当せず、町が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 町が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当園は、保育・教育の提供中に、利用乳幼児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用乳幼児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、町健康福祉部及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用乳幼児に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関

係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回以上はこれを行う。

(虐待の防止のための措置)

第12条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用乳幼児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用乳幼児を現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用乳幼児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第13条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第14条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、状況に応じて町健康福祉部にも報告・連携して対応に努める。

(健康管理・衛生管理)

第15条 当園では、利用乳幼児に対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

第16条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする利用乳幼児とその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用乳幼児や支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用乳幼児の快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第17条 当園は、保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年1回は行う。

(秘密の保持)

第18条 当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第19条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 保育・教育の実施に当たっての計画 5年間保存

(2) 提供した保育・教育に係る提供記録 5年間保存

(3) 町への通知に係る記録 5年間保存

(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存

(6) 保育所児童保育要録 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	2号認定3歳児の主食費	60円/日×給食を食べた日数
	2号認定4・5歳児の主食費	80円/日×給食を食べた日数
給食費	1号認定3歳児の給食費	60円/日×給食を食べた日数
	1号認定4・5歳児の給食費	80円/日×給食を食べた日数
教材費	行事・制作等に必要となるもの	実費
絵本代		実費

2 延長保育に係る利用者負担

勝央町延長保育実施要綱に基づく